

福彩支援ニュース 第28号

2020.2



発行：福島原発さいたま訴訟を支援する会（略称：福彩支援）

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール apply@fukusaishien.com

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名：福彩支援

【連絡先】

吉廣慶子（みさと法律事務所） 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

いよいよ本人尋問へむけての進行協議はじまる

ぜひ傍聴にお越しください

次回期日(第29回)

2020年 3/25 (水) 14:00 開廷

傍聴希望の方は 13時30分までにさいたま地裁B棟前にお越しください



第28回期日(2019/12/25)報告

福彩支援事務局

福彩支援にご支援をありがとうございます。12月25日に行われた第28回口頭弁論には、22名の方が傍聴にお越しくださいました。

原告側の意見陳述では、前回の期日で、東電が提出した書面で主張したことに対する反論が行われました。東電は、東電がこれまで訴訟外で原告世帯に支払ってきた賠償金（既払金）がいくらかということを主張しました。これに対しては、東電が支払った賠償金のうち、避難生活のための費用なども慰謝料の支払いに含めて既払いであると主張していることの不当性を訴えました。

書面としては、原告側からは、不動産の損害に関する第65準備書面、東電の既払金の主張に対する

反論である第66準備書面、そして福島第一原発事故を引き起こす津波が発生するとは事故前には予測できなかったと主張する国への反論を行った第67準備書面が提出されました。

その後の進行協議期日では、今後の訴訟進行の概略が話し合わせられ、令和2年の7月頃から、原告本人尋問を行うことが予定されました。その実施に向けて、争点の整理もいそいで進めることになり、次回3月25日の口頭弁論期日の前である2月に1回、後である4月に1回、進行協議期日が行われることになりました。進行協議期日は非公開で行われますので、口頭弁論期日の後の報告集会で、弁護団より進行状況をご報告します。

福彩訴訟も、これから山場を迎えます。これからも変わらぬご支援をいただけますよう、お願いいたします。

第 28 回期日 代理人意見陳述

2019/12/25

平成26年(ワ)第501号(カ) 損害賠償請求事件

原告 29世帯96名

被告 国, 東京電力ホールディングス株式会社

令和元年12月25日

さいたま地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 吉廣 慶子 外

原告らとしては、これまで被告東電より原告らに支払われた慰謝料額はきわめて不十分なものであるとの考えから、この裁判では、被告東電が原告らにこれまで支払った額よりもさらに上積みされるべき部分についての請求をしています。

この点、前回、被告東電から提出された準備書面では、これまでの各原告への支払い状況が主張されており、被告東電としては、これらの支払いで原告らの損害は十分填補されていると主張したいようです。しかし、この被告東電の主張は失当です。そもそも原告らは東電から支払われた金額が不十分であるからそれを上回る損害部分について賠償を求めて提訴しているものです。その点を置いても、被告東電が主張している既払いの主張の中には、本件で原告らが請求している損害とは性質が異なり、充当されえないものも多々含まれます。今回原告らが提出した準備書面は、この点について反論しているものです。

1 まず、被告東電が「自主的避難等対象者」と呼び、私たちが「区域外避難者」の方々と呼んでいるの方々に対して、被告東電が支払った金額についての問題です。

被告東電は、区域外避難者の方々に、これまでに定額の賠償金を支払っております。大まかに言えば、18才以下の子どもと妊婦には平成23年分として40万円ないし60万円、それ以外の

方々には平成23年分として8万円の支払いをしております。この訴訟に原告として参加している世帯のうち10世帯が、その対象となっております。

この裁判で被告東電は、定額の賠償金はすべて慰謝料に当たるから、原告らの請求より全額差し引くべきであると言っております。しかし、このような主張は妥当とは言えません。理由は以下のとおりです。

そもそも、定額賠償金の額の設定は、原子力損害賠償紛争審査会が平成23年12月26日に策定した「中間指針追補」によって示されました。そして、この「中間指針追補」は、区域外避難をされた方々への損害賠償の額は、そこで掲げられた項目に限るものでなく、また金額もこれに留まらない場合がある旨を明記しました。

このように明記されたのは当然のことでした。県外への避難を余儀なくされた方が、家財道具などを新たに買いそろえなければならない場合もありますし、放射線の影響を受けやすい未成熟子のため母子のみでの避難を余儀なくされた世帯では、二重生活の家計支出も掛かります。未成年者や妊婦の方々の避難先での経済的負担が、定額賠償額の範囲に留まらないことも多いでしょう。また、諸般の事情より福島に踏みとどまった方でも、放射能汚染への不安からガイガーカウンターを購入したり、週末のみ県外に避難する等の努力をされた方も多くおられました。それ故に、定額賠償金は避難の有無にかかわらず、最低限発生すると想定される範囲で、一律に支払われたのであり、またこれを超過する部分があることも容易に想定されるから、その部分は別途賠償されるべきと明記されたのです。

また、このことは、区域外避難者の方々の居住元である空間線量年間1ミリシーベルトから20ミリシーベルトの地域が、そもそもICRP 111報告(2007年勧告の補充説明書)に

よれば、本来避難することが原則とされ、そこに留まるなら国の許可が必要とされる地域とされていたことから裏付けられます。国はこれらの地域からの避難は強制ではないとし、中間指針追補が提示した定額賠償金も、これを前提に金額が設定されていましたが、国からは、本来ICRP報告の趣旨からは避難すべき区域の住民に対し、避難は強制しないというだけで、避難しなくてもいいという合理的根拠は明らかにされていなかったのです。

東電から支払われた定額の金額が何を賠償したのかについて、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）は、原発事故被害者と被告東電との間の和解を仲介するに際しての「総括基準」を定め、これに基づき、和解仲裁業務を行っています。これにより、区域外避難を実行した方々に支給された前記定額賠償金額のうち、その半額（18歳未満の子どもまたは妊婦の場合は20万、それ以外は4万）を慰謝料と見なし、和解案提示の際の既払い金との調整において、実費として支払う分からは差し引かない運用がなされています。

この総括基準は、区域外避難者がADRを申し立てた場合に適用されていましたが、定額賠償は一律に支払われるものですので、ADRに申立をしたか否か、避難の有無といった事情で、定額賠償の性質が異なるとは考えられません。被告東電は、ADRに申立をしていない人については、このADRの運用は及ばないから、定額賠償金はすべて慰謝料とみて控除するのが公平としています。これではADRに申し立てたか否かで定額賠償金の内容が変わることとなり、認められません。

さらに、被告東電は、ADRで和解をしたケースでは、平成23年分の慰謝料部分について確認が出来ているから、これを超える精神的損害はないと主張しているようです。しかし、ADRでは、定額賠償金をどのように充当するか

についての確認がなされたに過ぎず、原発事故被害者が「これを超えた精神的損害はない」ということまで合意したわけではありません。実際、ADRの和解では、その後訴訟等で別途金額が算定される可能性があることも想定して、いわゆる清算条項は入れられていないのです。

また、被告東電は、定額賠償で「生活費の増加費用・移動費用を考慮した包括慰謝料額」を払っているのだから、定額賠償の金額は本訴訟の慰謝料からすべて控除されるべきと主張します。しかし領収証などで疎明でき、金銭換算が可能な実費損害については、慰謝料に含められるものと通常法律実務では考えられず、原告らもかかる主張をしていません。本件で原告らが慰謝料に含まれると主張しているのは、領収証などで疎明できない包括的な損害です。そして、原告らの一部がADR申し立てを経て認められた実費賠償（40万円のうち20万円がこれに当たるとしてADRの和解で相殺されたもの）は、領収証などの疎明をした経済的損害であり、本訴で原告らが主張している慰謝料とは全く性質が異なります。以上からすれば、定額賠償は「生活費増加費用・移動費用」なども含めた金額であると東電が主張していることはすなわち、定額賠償は、算定可能な実費損害の賠償も含めて支払われたものであることを東電自身が自認したものとと言えます。したがって被告東電の弁解は成り立たないと言わざるを得ません。

2 また、不動産賠償を請求している原告らの一部について支払われている、住居確保に係る費用についても、被告東電は本件で既払金として損害賠償額から控除されるべきであると主張しています。

しかし、「住居確保に係る費用」の名目で支払われる金銭は、本件事故後に新たな生活拠点を定めるために費用を要した被害者の一部を対象にして、その費用を一定の範囲で被告東電が

支払うとしたものです。つまり、住居確保に係る費用は、原告らが本件訴訟で請求している事故前の居住用不動産の価値の減少に対する賠償とは性質が異なるものであり、損害賠償の金額から控除することは相当ではありません。

- 3 さらに被告東電は、全ての原告らについて、個別原告ごとに提出した準備書面において、「抗弁」ではなく「事情」であるとしながら、各原告に対しこれまでに支払った、明らかに慰謝料とは異なる賠償項目のものを含めた支払い賠償金一覧表を添付して提出しています。被告東電は、これらの諸々の賠償金の支払いをすることで、本件事故による損害の全体を賠償しようとしていたなどと主張します。

しかしながら、原告らがこの訴訟で求めているのは、不動産に関する部分を除いては、あくまでも原告らが本件原発事故により受けた精神的苦痛、また失ったさまざまな取り返しのつかない無形の価値、また被った不利益に対する「慰謝料」です。実際に失った形あるものについての「実損」や、仕事を失ったことによる収入の損失、遠方へ避難したことで実際に移動や避難に支出を強いられた部分等とは明らかに異なります。

それなのに、こういった部分も混在させて、あたかも十分な賠償・補償がなされているかのように主張する被告東電の主張は、まさに印象操作としか思われず、きわめて不誠実なものとして強く批判されるべきです。 以上

原発事故から9年いまだお避難者にのしかかる大きな苦しみ

— 九年の痛み —

辻内琢也氏 講演会

2020 3/1(日) 14:00 ~ 16:00

医療者・臨床家として事故直後から埼玉県に避難してきた人々とかかわり、大規模アンケート調査を継続的に実施。原発事故によって避難者の方がいかに甚大な苦痛を被ったかを明らかにしてこられた辻内琢也氏のお話を伺います。

インタビュー 辻内先生に聞く 福島原発さいたま訴訟弁護団よりの報告

★資料代 500円

場所 市民会館うらわ
さいたま市浦和区仲町 2-10-22
/tel 048-822-7101

辻内琢也氏プロフィール
早稲田大学 人間科学学術院
健康福祉科学科 健康・生命医科学研究領域 准教授
東日本大震災における心療内科医の役割を
多岐にわたる視点から考察
現在、災害支援・復興支援・震災・原発事故避難者
サポートを研究のテーマに早稲田大学でゼミを開催